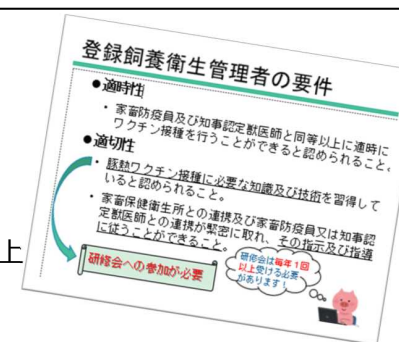




令和7年度 豚熱ワクチン接種のための登録飼養衛生管理者 フォローアップ研修を  
始めます。

## 本研修の目的

- 登録飼養衛生管理者**全員**が毎年1回以上
- 必要な知識及び技術の向上を図るため  
研修を受講する必要があります



この機会に忘れていたことや  
疑問に思っていたことを学び直していきましょう！！

本研修の目的です。  
このフォローアップ研修は登録飼養衛生管理者全員が毎年一回以上、必要な知識及び技術の向上を図るため  
受講する必要があります。  
この機会に忘れていたことや疑問に思っていたことを学び直していきましょう。

# 研修目次

- 1 豚熱の発生状況（農場と野生いのしし）
- 2 認定農場として守るべきこと
  - 飼養衛生管理基準
  - 豚熱ワクチン管理体制
  - ワクチンの接種時期
- 3 免疫付与状況確認検査の結果
- 4 豚熱ワクチン接種方法のおさらい
- 5 毎月の手続きのおさらい

今回の研修の流れです。

長いので複数回に分けての視聴で構いませんが、必ず最後まで視聴してください。

## 1 豚熱の発生状況 （農場と野生いのしし）

第1章は農場と野生いのししでの豚熱の発生状況です。

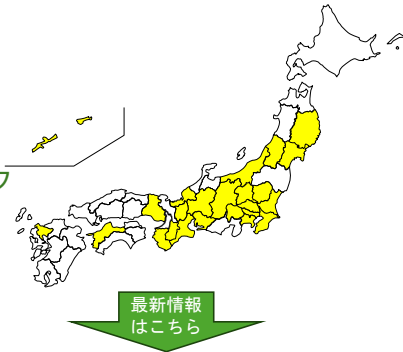
## 豚熱の発生状況（農場）

- ・ 99例発生（令和7年8月14日現在）
- ・ 豚熱ワクチン接種農場でも発生あり  
→豚熱ワクチン未接種や抗体の上がりきっていない哺乳～離乳子豚のリスク

豚熱ワクチンを打てばもう大丈夫・・・とは限りません  
飼養衛生管理基準を再確認し、ウイルスの侵入を防ぎましょう



国内における豚熱の発生状況について：農林水産省  
([maff.go.jp](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/domestic.html))  
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/domestic.html>



## 豚熱の発生状況（いのしし）

これまでに40都府県で感染を確認

R6.6月～ 佐賀県に96頭  
R7.2月～ 長崎県で12頭  
R7.4月～ 宮崎県で10頭陽性 ●



1例目の陽性いのしし



令和7年8月13日現在

最新情報は  
こちら

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/wildboar\\_map.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/wildboar_map.html)

次に、野性いのししにおける感染状況です。

令和6年6月に佐賀県での陽性例が確認されて以降、長崎県へ感染が拡大していましたが、

令和7年4月に宮崎県で初めてとなる陽性例が都城市で、6月に高原町で2例目が確認されました。

この1例目から検出されたウイルスは、遺伝子解析で佐賀県のウイルス株由来と判明しております。

8月13日現在では、全部で10頭の陽性例が確認されています。

野生いのししの検査についての最新情報は、農水省ホームページからご確認ください。

まずは国内の養豚農場における豚熱の発生状況です。

平成30年9月以降、令和7年8月14日現在で99例の発生が確認されています。北海道以外の全ての都府県で豚熱ワクチンが接種されているものの、ワクチン接種農場でも豚熱の発生が認められています。

ワクチン接種農場のなかでも、ワクチン未接種の哺乳豚や抗体の上がりきっていない離乳子豚の感染リスクが指摘されており、豚熱ワクチンを打てばもう大丈夫とは限りません。

飼養衛生管理基準を確認し、ウイルスの侵入を防ぎましょう。

国内における豚熱の発生状況についての最新情報は、右下のQRコードから農林水産省のホームページで確認してください。

## 県内での経口ワクチン緊急散布

【目的】野生いのししへのウイルスの感染拡大防止を図り、養豚場への侵入リスクを低減させる

【方法】生息域に豚熱経口ワクチンを散布し、野生いのししに摂食させる

【範囲】1例目の発見地点から10kmの範囲（都城市、小林市、高原町）

第1回

期間：4月17日、18日

散布地点：112地点、2,180個

第2回

期間：5月14日

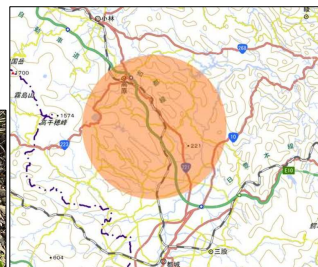
散布：99地点、2,080個



【経口ワクチン】



（経口ワクチン散布の様子）



【散布範囲】

今回、県内での野生いのしし陽性事例確認を受けて、経口ワクチンの緊急散布を行いました。

野生いのししへの豚熱ウイルスの感染拡大防止を図り、養豚場への侵入リスクを低減することが目的です。

写真のような経口ワクチンを土の中に埋めて、その上に誘引するためのエサを置いて3日ほど放置し、野生いのししに摂食させます。

発見地点から10km以内の範囲で、4月と5月に2回実施しました。

今後は、定期散布として年2回実施していく予定です。

## 2 認定農場として守るべきこと

- 飼養衛生管理基準
- 豚熱ワクチン管理体制
- ワクチンの接種時期

第2章は、認定農場として守るべきことをお話しします。

## 認定農場の要件①～飼養衛生管理基準の遵守～

### 要件

**飼養衛生管理基準を遵守している農場**であり、かつ、家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うこと



えっ。  
飼養衛生管理基準の不遵守事項があると判断されたのですが、どうしたらいいのでしょうか？

・指示及び指導に従わない場合

→認定農場の取り消しとなります

→取り消された場合、**1年間は認定できなくなります**

・飼養衛生管理基準の不遵守事項は改善方針を定め、一つずつ改善させていきましょう  
※改善方針の内容：改善すべき事項、具体的な改善方法、期限等

認定農場の要件として、まず農場の飼養衛生管理基準を遵守していることが前提となります。

飼養衛生管理基準の不遵守事項があり、家畜防疫員の指導に対して改善が認められない場合は認定農場の取り消しとなります。

認定を取り消された場合、1年間は認定を受けることができません。

## 発生時の手当金・特別手当金について

豚熱に感染した家畜や感染が疑われる家畜が発見された場合家畜伝染病予防法により手当金および特別手当金を受け取ることができます

しかし、家畜の所有者が飼養衛生管理に必要な措置を行っていないと判断されると手当金および特別手当金が全額受け取れなかったり、返還を求められることもあります

疾病発生農場において、飼養衛生管理基準の不遵守・早期通報違反・虚偽報告等、発生やまん延防止のために必要な措置を講じなかった場合、手当金・特別手当金を減額して交付。  
発生時の状況について精査し、外部有識者の見解を踏まえて減額率を決定。  
これまでの豚熱発生事例では、減額率は2%～33%だが、**減額率に上限はない。**

【主な減額理由】

- 飼養衛生管理基準違反
  - ・衛生管理区域専用の衣服・靴の着用等の交差汚染防止対策不徹底
  - ・衛生管理区域に乗り入れた車の車内における交差汚染防止対策不徹底
  - ・谷の水を使用する際の消毒の不徹底
  - ・畜舎に出入りする際の手指消毒（手袋交換）の不徹底
  - ・家畜の畜舎間移動時の通路の消毒不徹底
  - ・畜舎に重機・一輪車等を持ち込む際の消毒の不徹底
- 早期通報違反
  - ・死亡頭数の増加などの異常が確認されていたにもかかわらず、家畜保健衛生所への通報が遅延
- 虚偽報告
  - ・早期発見・まん延防止のために家畜保健衛生所が実施する報告徴求の際に、虚偽の報告を実施

|     | 発生農場数 | 減額農場数 | 割合(%) |
|-----|-------|-------|-------|
| R5  | 4     | 3     | 75    |
| R4  | 9     | 7     | 78    |
| R3  | 14    | 10    | 71    |
| R2  | 5     | 5     | 100   |
| R元  | 41    | 9     | 22    |
| H30 | 17    | 4     | 24    |

▲昔に比べて減額される農場の割合が増えています

早期通報違反や虚偽報告はもちろん減額になりますが、普段の飼養衛生管理基準の遵守状況も手当金に影響します

認定農場の要件から話が少し外れますが、飼養衛生管理基準の遵守は、豚熱等の家畜伝染病が発生した場合に受け取ることができる手当金にも関係してきます。

家畜の所有者が飼養衛生管理に必要な措置を行っていないと判断されると、手当金が全額受け取れなかったり、返還を求められることもあります。

早期通報違反や虚偽報告はもちろんのこと、普段の飼養衛生管理基準違反についても対象になり、近年、減額される農場の割合は増加しています。

こういった観点からも不遵守事項がある場合は、早急に改善する必要があります。家畜防疫員や知事認定じゅういしと相談し、不遵守事項に優先順位をつけ、何を、どのように、いつまでに改善していくかの計画を作っていきましょう。

## 飼養衛生管理基準の内容（概要）

### I 家畜防疫に関する基本的事項

- ・衛生管理区域の設定
- ・飼養衛生管理マニュアルの作成
- ・獣医師等の健康管理指導

### III 衛生管理区域内における汚染拡大防止

- ・区域内の整理整頓、ねずみ駆除
- ・施設、器具、機材の洗浄・消毒
- ・畜舎立入時の手指消毒、着替え

ひろげない

入れない

出さない

### II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

- ・衛生管理区域専用の衣服、靴
- ・区域立入時の手指・車両の消毒
- ・野生動物の侵入防止

### IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

- ・区域外出時の手指・車両の消毒
- ・家畜の健康観察（出荷、移動等）
- ・特定症状発見時の早期通報

飼養衛生管理基準の概要は、大きく4つに分けられます。

- I 基本的な事項に始まり、
- II 病原体を衛生管理区域に入れない
- III 衛生管理区域内で広げない
- IV 衛生管理区域の外に出さない です。

この中でも、県内で野生イノシシへの豚熱ウイルスの侵入を確認したからこそ特に守っていただきたい事項をお話します。

県内で

野生いのししへの豚熱ウイルス侵入を確認したからこそ

～特に守っていただきたい事項～

### ① 野生動物侵入防止

- ・防護柵、防鳥ネット定期的な点検・補修
- ・防護柵周囲の除草
- ・農場内の除草、整理整頓



藁で覆われて倒れかけた柵



開放したままの扉



防鳥ネットの破れ

まず1番目が、最も重要な野生動物の侵入防止の徹底です。

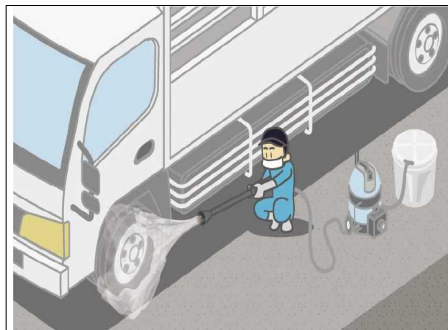
かぼが巡回で農場に立ち入ったときに、写真のような藁で覆われて倒れかけた防護柵や、開放したままの門、防鳥ネットの破れ等を見かけることがあります。せっかく設置しても、適切に管理していなければ野生動物の侵入を許してしまいますので、防護柵、防鳥ネットの定期的な点検・補修、防護柵周囲の除草、農場内の除草や整理整頓を行い、イノシシをはじめとする野生動物を農場に侵入させないようにしましょう。

県内で

野生いのししへの豚熱ウイルス侵入を確認したからこそ

～特に守っていただきたい事項～

## ② 車両、人、物を介した農場への侵入防止



車両消毒の徹底



靴の履き替え、手指消毒、専用衣服の着用

2番目が、車両、人、物を介した農場へのウイルス侵入防止です。

農場出入口での車両消毒、手指消毒、靴の履き替え、農場専用衣服の着用など、飼養管理者の中できちんと守られているか今一度確認をお願いします。

また、訪問者が農場に入る際も、手順をわかりやすいように説明したり、表示したりして、管理者以外でも入退場の手順が守れるようにしましょう。

## 車両に関する対策：人と車の交差汚染防止

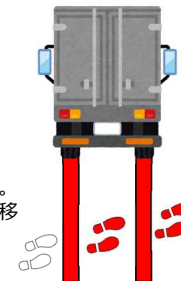
人と消毒前の車両の動線が重なっていませんか？

対策①【人の動線の明確化】

石灰帯などで汚染エリアと清浄エリアを明確に区域分けしましょう

対策②【車の動線の明確化】

日常的に入場する従業員の車や飼料トラックの動線を明確にしましょう。  
車両消毒の位置が、飼養衛生管理区域の中の方にある場合、入り口側へ移設するなど、見直しを行いましょう。



人と車両の動線に注意してウイルス侵入の隙を無くしていきましょう！

ここで、車両に関する詳しい対策を2つご紹介します。

1つは人と車の交差汚染防止対策です。

動力噴霧器など消毒設備の設置場所によっては、消毒していない車両の動線と衛生管理区域内の農場専用長靴の動線が重なる場合があります。  
これを防ぐために、石灰帯やロープなどで汚染エリアと清浄エリアを明確に区域分けしましょう。

車両消毒の位置が、飼養衛生管理区域の中の方にある場合、入り口側へ移設するなど、見直しを行いましょう。

人と車両の動線が重なっていないか再点検して、ウイルス侵入の隙をなくしていきましょう。

## 車両に関する対策： 車内の交差汚染防止

フロアマットが汚染されていたら農場に豚熱ウイルスが持ち込まれる可能性**大**です！！

### 対策①【フロアマットの消毒】

車のフロアマット消毒を励行しましょう。  
手指消毒用のアルコールスプレーなどが手軽です。

### 対策②【農場専用フロアマットの整備】

専用フロアマットの定期的な洗浄・消毒をお忘れなく。  
紙製フロアシート（右写真）なら手間が省けて楽です！



**複数の対策を組み合わせるとウイルス侵入の隙を無くしていきましょう！**

もう1つは、車内の交差汚染防止対策です。

農場専用の長靴に履き替えたとしても、運転席のフロアマットが汚染されていたら長靴が汚染される可能性があります。  
運転手には、タイヤ回りだけでなく、フロアマットを消毒してもらうようにしましょう。手指消毒用のスプレーなどが手軽にできます。

また、農場専用のフロアマットを準備して、農場に入る際はそれを使用してもらうとより効果的です。

ゴム製のフロアマットの他に使い捨ての紙製のフロアシートがあります。  
複数の対策を組み合わせると、ウイルス侵入の隙を無くしていきましょう！

県内で

野生いのししへの豚熱ウイルス侵入を確認したからこそ

～特に守っていただきたい事項～

## ③ 豚舎入口での靴の履き替え、手指消毒、衣服の着用



専用衣服は入口でやっけを羽織ってもよい

3番目が、豚舎入口での靴の履き替え、手指消毒、専用衣服の着用です。  
農場内がウイルスで汚染されたとしても、豚舎内に持ち込まないための対策になります。  
専用衣服については、やっけを羽織る等でも対応できます。  
特に哺乳豚のいる分娩舎は発生リスクが高くなりますので、最新の注意を払いましょう。

県内で

野生いのししへの豚熱ウイルス侵入を確認したからこそ

～特に守っていただきたい事項～

#### ④ 異常時の早期通報の徹底

通報の遅れにより感染が拡大する危険性！



耳翼のチアノーゼ

##### 通報が必要な「特定症状」

- ① 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある。
- ② 同一豚舎内で次の症状を示す豚が一定期間増加している。
  - ・ 40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退
  - ・ 便秘、下痢
  - ・ 結膜炎
  - ・ 歩行困難、後躯麻痺、けいれん
  - ・ 削痩、被毛粗剛、発育不良
  - ・ 流死産等の異常産の発生
  - ・ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- ③ 同一豚房内で複数の豚に白血球数の減少（1万個/μl未満）または好中球の核の左方移動が見られる。 等

4番目が、豚に異常が見られたときの早期通報の徹底です。

万が一の発生時に通報が遅れると、他の農場に感染を広げてしまう危険性があります。  
、かほに通報してください。記載されているような「特定症状」が見られるときは、管理  
じゅういしに相談の上

通報後は、検査結果がでるまで豚や死体等の農場からの移動を停止していただきます  
ので、ご注意ください。

県内で

野生いのししへの豚熱ウイルス侵入を確認したからこそ

～特に守っていただきたい事項～

#### ⑤ 適正な埋却予定地の確保

【自己所有地の場合】

埋却予定地の管理（草刈り等）

【他者所有の場合】

定期的に契約を確認

【未確保の場合】

早急に適地の確保を！



万が一の場合にすぐに掘削できるように準備しておきましょう！

5番目が、適正な埋却予定地の確保です。

万が一、豚熱等の伝染病が発生すると速やかな封じ込めが必要になり、所有者は事  
前に適切な埋却予定地を確保しておく必要があります。  
埋却予定地が自己所有地の場合、草刈りや取付け道路の確認を行い、発生した際に  
すぐに掘削できる状態にしておきましょう。

他者所有地の場合は、定期的に所有者と契約の内容を確認しましょう。

未確保の場合は、できるだけ早く確保してください。

## 認定農場の要件② ～豚熱ワクチンの管理方法を再確認～

### ●豚熱ワクチン管理体制

- 豚熱ワクチンの適時適切な接種及び厳格な管理に係る作業手順書を作成し、認定農場及び登録飼養衛生管理者が満たすべき要件等を遵守する体制となっていると認められること

#### ポイント

- ☐ 適切な作業手順書になっていますか？
- ☐ 豚熱ワクチンを保管する冷蔵庫や注射器、注射針等の豚熱ワクチン接種に必要な備品、器具の消毒装置はありますか？
- ☐ 作業手順書に基づく実行体制が実際に取れていますか？
- ☐ 使用期限は過ぎていないですか？期限の近いものから使いましょう
- ☐ 打ち忘れていないですか？（特に母豚、雄豚）



認定農場の要件について、2つめの重要なポイント、豚熱ワクチンの管理方法についてです。

ワクチンを打ち漏らしたり、効果を妨げることもないよう、適切に管理できているか再確認しましょう。

特に豚熱ワクチンの使用期限をチェックし、近いものから接種しましょう。  
また、定期的に接種する母豚や雄豚の打ち漏らしがないよう計画的に接種しましょう。

## 豚熱ワクチンの接種時期について

### 豚熱ワクチンの接種時期

- 豚熱ワクチンは用法用量及びその参考事項に従い使用

- 1) 子豚：母豚からの移行抗体を考慮し、初回の注射を行う
- 2) 繁殖候補豚：初回注射から6か月後に補強注射を行う
- 3) 繁殖豚（母豚）：補強注射後1年ごとに注射する

- 肥育豚（肉用豚）は約6か月齢で出荷 ⇒ 基本的に **1回接種**

- 繁殖豚（母豚）の平均供与期間は3年 ⇒ 供与期間によるが **2回以上接種**

**重要!**

**20日以内に出荷する豚には接種しない**

同じ個体への接種は原則 **4回まで**

### ★初回一斉接種で豚熱ワクチンを接種した繁殖豚



続いて、豚熱ワクチンの接種時期についての確認です。

基本方針として、

子豚については、母豚からの移行抗体を考慮して初回接種を行います。

肥育豚については、この1回のみになります。

繁殖候補豚については、子豚時の初回接種から6か月後に補強接種を行います。

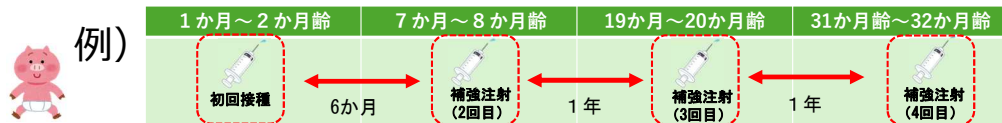
繁殖豚になってからは1年ごとに補強接種を行います、同じ個体への接種は4回までとなります。

20日以内にと畜場へ出荷する豚への接種は禁止されています。

初回に一斉接種した繁殖豚については、次は来年の4月～6月に4回目の接種時期となりますので、忘れずに接種してください。

## 豚熱ワクチンの接種時期について

★初回一斉接種後に出生した繁殖豚



※ただし、  
農場の作業効率および個体管理の都合により、補強接種のタイミングをずらしても大丈夫です！

例えば・・・

★初回一斉接種をR5.10月にしたA農場

補強接種を6か月後（R6.4月）に実施。毎年4月に繁殖豚の一斉接種を実施する。

→一斉接種後に生まれた豚は1か月齢で初回接種、7か月齢で補強接種（2回目）  
その後は、毎年4月の一斉接種に合わせて補強接種（3回目、4回目）を実施

ご不明な点は、管轄の家畜保健衛生所にお問い合わせください。

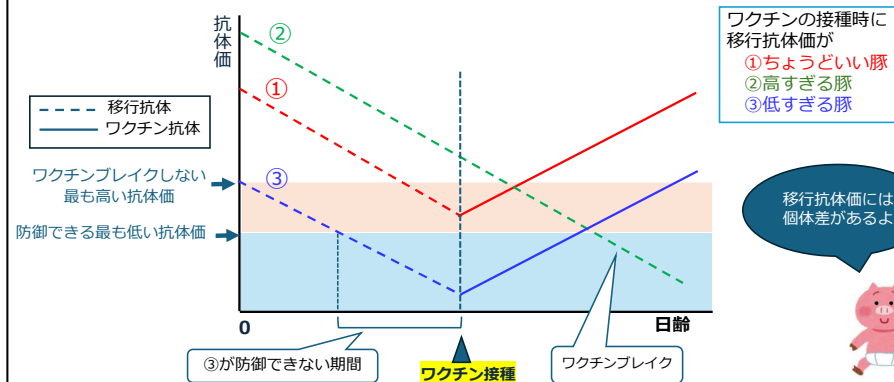
初回接種後に出生した繁殖豚については、子豚時に1回、その後6か月後、さらにその1年後とワクチンを接種していきます。

ただし、農場の作業効率および個体管理の都合により、補強接種のタイミングをずらしていただいても結構です。

例えば、初回一斉接種を令和5年10月に行ったA農場で、補強接種を6か月後の令和6年の4月に実施した場合、その後毎年4月に繁殖豚の一斉接種を実施することになりますが、一斉接種後に生まれた繁殖豚は1か月齢で初回接種、7か月齢で2回目となる補強接種、その後は、毎年4月の一斉接種に合わせて3回目、4回目の補強接種を実施する形をとっていただいても構いません。

ご不明な点は、管轄の家畜保健衛生所にお問い合わせください。

## 移行抗体価の差による子豚の抗体価の推移



移行抗体価のばらつきがない方が、適期にワクチン接種できる子豚が多くなるように接種日齢を設定できる  
接種した全ての豚が免疫を獲得できるわけではない ⇒ 衛生管理の徹底

ここで子豚が母豚の初乳から受け取る移行抗体の影響についてお話しします。

抗体の量のことを「抗体価」といいますが、生まれて初乳を十分に飲んだ子豚は、母豚と同等の「移行抗体価」を保有していますが、日齢が進むにつれて消失していきます。

②のように「移行抗体価」が高すぎる子豚は、ワクチン接種時点でも抗体価が高く、ワクチンがテイクせずに、ワクチンブレイクを起こしてしまいます。

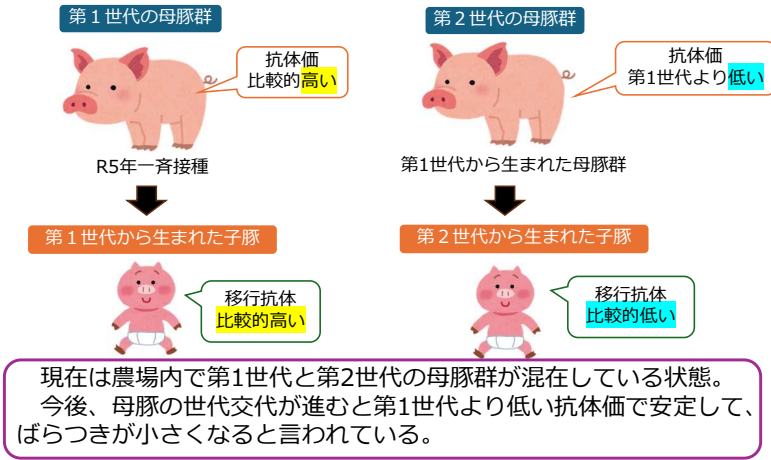
③のように「移行抗体価」が低すぎる子豚は、ワクチン接種時には抗体価が下がってワクチンがテイクするのですが、ワクチン抗体が産生されるまで豚熱ウイルスに対して防御できない期間が長くできてしまいます。

①のように「移行抗体価」がちょうどいい子豚は、ワクチンブレイクもせず、豚熱ウイルスに対して防御もできる抗体価を保って、ワクチン抗体を獲得することができます。

農場にいる子豚の移行抗体には個体差があるのが当然ですが、なるべくばらつきを少なくすると、一番多い抗体価の子豚に合わせて、ワクチンの接種日齢を設定でき、①のように適期にワクチンを接種できる子豚が多くなります。

また、ワクチンを接種しても全ての子豚が免疫を獲得できるわけではないことを念頭において、衛生管理を徹底することが重要です。

### 現在の農場内の移行抗体の傾向



現在の農場内の子豚の移行抗体の傾向をお話します。

現在は、令和5年度に一斉接種した第1世代と呼ばれる母豚群と、その第1世代から生まれた第2世代と呼ばれる母豚群が、農場内に混在している状態です。

第1世代は、それまで抗体を持っていない状態で初めてワクチンを接種し免疫を付与されたため、比較的高い抗体価を保有している傾向があります。

第2世代は、母豚が抗体を持っていて、前のページで説明したように移行抗体を保有した状態でワクチン接種をするので、第1世代に比べて抗体価が低くなるとされています。

この第1世代、第2世代の母豚から生まれた子豚は、それぞれ母豚と同様の抗体価を保有していると考えられ、このため、現在はばらつきが大きい状態と推察できます。

今後母豚の世代交代が進んでいくと、第1世代より低い抗体価で安定して、ばらつきが小さくなると言われています。

## 3 免疫付与状況確認検査の結果

第3章は、免疫付与状況確認検査の結果です。

## これまでの免疫付与状況確認検査の結果

| 対象        | 母豚（第1世代のみ）                                                             |                                 | 肥育豚                                                                                                          |
|-----------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的        | 母豚の抗体価から子豚の接種適期を算出                                                     |                                 | 群の免疫状況の確認                                                                                                    |
| 検査回<br>時期 | 1回目検査<br>R5.12 ~ R6.7                                                  | 2回目検査<br>R6.7 ~ R7.3            |                                                                                                              |
| 戸数<br>頭数  | 163戸<br>4,647頭                                                         | 30戸<br>927頭                     | 151戸（※93戸）<br>4,525頭（※1,190頭）                                                                                |
| 定義        | 母豚を飼養する<br>全ての農場                                                       | 1回目の補強接種後40日以上<br>経過した母豚を飼養する農場 | 初回接種後の母豚から生産された<br>肥育豚を飼養する全ての農場<br>+ 認定農場                                                                   |
| 検査方法      | <ul style="list-style-type: none"> <li>ELISA法</li> <li>中和試験</li> </ul> |                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>ELISA法</li> <li>中和試験（※）</li> </ul> <p>※陽性率80%未満の農場の<br/>ELISA陰性検体</p> |

これまでの免疫付与状況確認検査の、結果をご説明します。  
 ひょうの通り、母豚は抗体価から、子豚の接種適期を算出するために、肥育豚は群の  
 免疫状況の確認を目的として実施しています。  
 検査時期や頭数等はひょうの通りです。

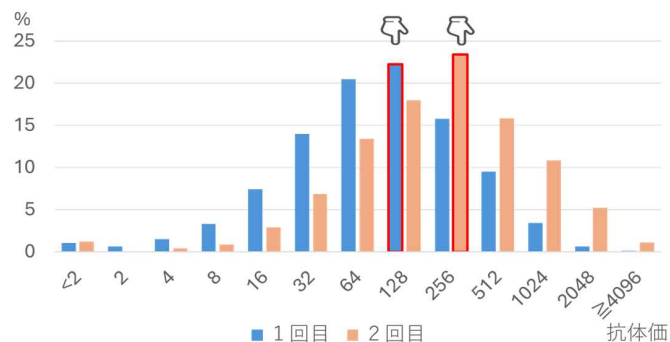
豚は第1世代を、1回目は初回一斉接種後40日経過した後に、2回目はさらにその半年  
 後に採血しています。

## 母豚の結果（抗体陽性率）

| 対象 | 検査方法   | 1回目検査     |               | 2回目検査 |           |
|----|--------|-----------|---------------|-------|-----------|
| 母豚 | ELISA法 | 97.2<br>% | 4,517 / 4,647 | 97.8% | 904 / 927 |
|    | 中和試験   | 98.4<br>% | 4,571 / 4,647 | 99.0% | 914 / 924 |

まず、母豚の結果についてお話しします。  
 抗体の陽性率、つまり「しっかり免疫がついていたかどうか」は、  
 1回目の検査で97.8%、2回目では99.9%と、いずれも非常に高い水準でした。  
 多くの母豚で適切に免疫がついていたことがわかります。

## 母豚の結果（中和抗体価） ※第1世代のみ

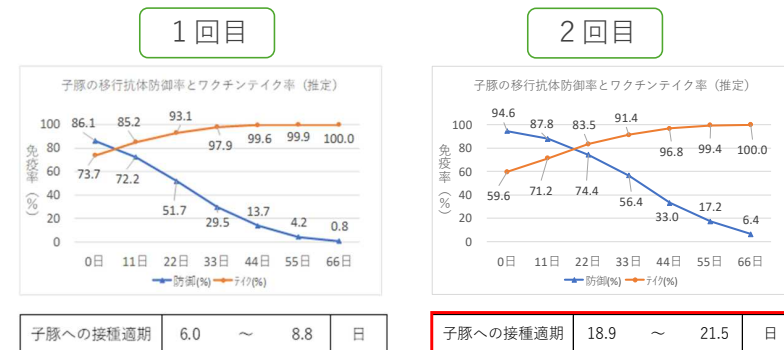


ピーク値 128倍 → 256倍 に変化

こちらは1回目検査と2回目検査で、中和抗体価の分布を比較したグラフとなります。母豚の中和抗体価は、生まれた子豚のワクチンのうちどき、いわゆる「子豚の接種適期」に影響します。1回目検査時は中和抗体価128倍の母豚が最も多かったのに対し、2回目検査では中和抗体価256倍が最も多い結果となりました。

理由として、1回目の採血時点では抗体価が上昇途中の個体も混じっていましたが、2回目時点ではピークに達していたためと推察されました。

## 母豚の結果（子豚の接種適期） ※第1世代のみ

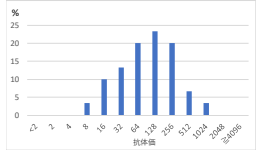


接種適期が10日程度後ろに変化

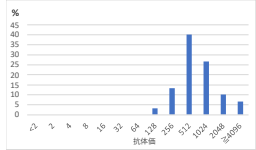
さきほどのグラフから、「子豚の接種適期」を計算してみました。2回目検査では、接種適期が1回目のときよりも約10日遅くなる傾向が見られました。これは、母豚の抗体価が高くなったことで、子豚にも高い移行抗体が渡っているためです。

ただし、農場によって子豚の接種適期は異なる

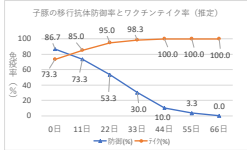
|            | A農場   | B農場   |
|------------|-------|-------|
| 母豚の平均中和抗体価 | 92倍   | 708倍  |
| 子豚への接種適期   | 約10日齢 | 約40日齢 |



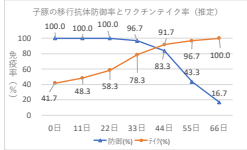
|      |       |     |         |
|------|-------|-----|---------|
| A 農場 | 30 頭  | GM値 | 92.63 倍 |
| ピーク値 | 128 倍 | 中央値 | 128 倍   |



|      |       |     |         |
|------|-------|-----|---------|
| B 農場 | 30 頭  | GM値 | 707.5 倍 |
| ピーク値 | 512 倍 | 中央値 | 512 倍   |



|          |             |
|----------|-------------|
| 子豚への接種適期 | 6.3 ~ 9.6 日 |
|----------|-------------|



|          |               |
|----------|---------------|
| 子豚への接種適期 | 34.4 ~ 46.3 日 |
|----------|---------------|

肥育豚の結果（陽性率）

| 対象  | 検査方法   | 1回目検査 | 2回目検査 |               |
|-----|--------|-------|-------|---------------|
| 肥育豚 | 全体     | 未実施   | 80.6% | 3,648 / 4,525 |
|     | (内訳)   |       |       |               |
|     | ELISA法 | 未実施   | 70.0% | 3,169 / 4,525 |
|     | 中和試験※  | 未実施   | 40.3% | 479 / 1,190   |

※ELISA陽性率80%未満の農場のELISA陰性検体を実施

ただし、子豚の接種適期は農場ごとに差があるということも重要です。  
たとえば、A農場では約10日齢が適期だったのに対して、  
B農場では約40日齢が適期という結果になりました。  
これは、母豚の抗体レベルの違いが影響しています。  
ですので、「うちは早めがいい」「うちは遅めが合う」といった判断は、農場ごとにしてい  
く必要があります。

続いて、肥育豚の免疫状況についてです。  
2回目検査では、基本的に出荷後の豚から採血してワクチンのテイク状況を調べました。  
全体の陽性率は約80.6%となりました。

## ただし、陽性率も農場によって異なる

| 農場の陽性率 | 農場数 | 割合    |
|--------|-----|-------|
| 80%以上  | 98  | 64.9% |
| 79~70% | 26  | 17.2% |
| 69~60% | 17  | 11.3% |
| 60%未満  | 10  | 6.6%  |

著しく低い場合などは、接種に問題がなかったかの確認や、追加で検査することも検討しますので、ご協力よろしくお願いします。

ただし、ここで大事なのはばらつきです。  
農場ごとに見ると、かなり差があることがわかります。  
たとえば、多くの農場では陽性率が80%以上となっていますが、  
いくつかの農場では、60%を下回っていたというケースもあります。

つまり、「平均は良かったけど、みんなが安心できるとは限らない」ということです。

著しく低い場合は、接種に問題がなかったかの確認や、追加で検査することも検討しますので、ご協力よろしくお願いします。

## まとめ

- 1回目、2回目検査の陽性率から、母豚は適切に免疫付与されている
- 2回目の母豚の抗体価分布は1回目から上昇し、それに伴って接種適期も変化  
→ ただし、今回はあくまで第1世代のデータ（≠現在の農場の接種適期）  
→ 母豚の更新が進むにつれて子豚の接種適期はさらに変化していく
- 子豚の接種適期は、農場によっても異なる  
※子豚の接種時期の変更等については、まずは管理獣医師にご相談ください
- 肥育豚の全体の抗体陽性率は約80%で、概ね良好なテイク状況  
→ ただし、農場によって異なるため、継続して確認する必要

まとめです。  
母豚の陽性率は非常に高く、十分に免疫されている状況でした。

母豚の抗体価分布から子豚の接種適期を計算したところ、1回目と2回目で変化が見られました。

ただし、これまでに調べた母豚は、いわゆる「第1世代」のデータで、本州では第2世代以降は接種適期が前倒しになるという報告がされているため、現時点での農場の接種適期とはズレている可能性があります。  
そして、今後、母豚の更新が進むにつれて子豚の接種適期はさらに変化していくと予想されます。

子豚への接種適期は、農場によって異なります。  
接種日齢の変更等については、まずは管理じゅういしにご相談ください

肥育豚の全体の抗体陽性率は約80%で、概ね良好なテイク状況となりましたが、  
農場によって異なるため、継続して確認していく必要があります。



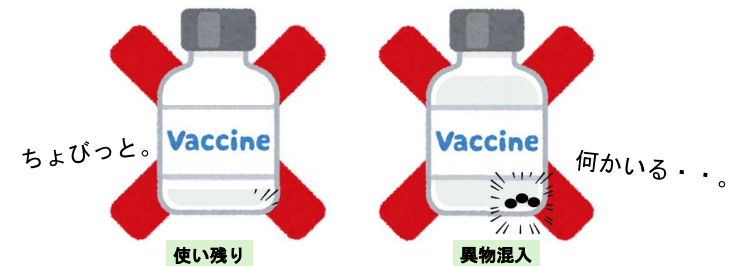
## 4 豚熱ワクチン接種方法のおさらい

豚熱ワクチン接種方法について再確認していきます。

### 豚熱ワクチン接種方法～ワクチンの準備①～

- 外観又は内容に異常がある豚熱ワクチンは使用しない

**メモ** 使用期限が過ぎたもの、**使い残りの豚熱ワクチンは使用しないこと**（雑菌の混入や効力低下の可能性）。



豚熱ワクチン接種前の準備についてです。

外観又は内容に異常がある豚熱ワクチンは使用しないようにしてください。

使用期限が過ぎたものや使い残りの豚熱ワクチンは雑菌の混入や効力低下の可能性があるので、かほに返却してください。

## 豚熱ワクチン接種方法～ワクチンの準備②～

- 乾燥豚熱ワクチンのキャップの取り外し・溶解は使用直前にいき、**溶解後速やかに使用する**
- 接種予定頭数に応じた必要本数を溶解するようにし、**不足分は都度、溶解する**  
メモ 溶解後余った豚熱ワクチンは廃棄になるので注意
- 豚熱ワクチンはよく**混ぜてから吸入する**  
メモ 泡立たせないように注意
- 1本ずつ使用し、複数の容器の豚熱ワクチンを混ぜて使用しないこと

豚熱ワクチンは生ワクチンです。  
乾燥豚熱ワクチンのキャップの、取り外しと溶解は、使用直前にいき、溶解後速やかに使用します。

接種予定頭数に応じた必要本数を溶解するようにし、不足分は都度、溶解しましょう。  
一度溶解した豚熱ワクチンは使用済みとし、廃棄のためにかほに返却してください。

豚熱ワクチンは左右ゆっくりと傾けるように混ぜてから、注射器などに吸入してください。

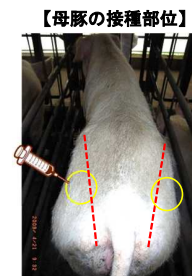
1本ずつ使用し、複数の容器の豚熱ワクチンを混ぜて使用しないでください。

## 豚熱ワクチン接種方法

- 注射の方法：筋肉内注射、皮下注射※（※筋肉内注射が基本）
- 接種部位：  
 →**子豚**；耳根部後方の頸側部（耳の後ろの筋肉）  
 →**母豚や雄豚**；臀部（尾根部と腰角を結んだ線の下側の部位）



写真：一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会提供



豚熱ワクチンの接種方法について説明します。  
各農場のやり方や、既に知っていることもあるかもしれませんが、参考になる点があればご活用ください。

豚熱ワクチンの注射は、筋肉内注射が基本です。筋肉に入るか、皮下や皮内に入るかで効果が変わります。

注射部位については、子豚は耳の後ろのふっくらしているところです。  
ここより後ろに接種すると、肩甲骨に針が当たってしまい注射ができなかったり、肩ロースに注射痕ができて肩ロース廃棄になることがあります。

母豚や雄豚は、尾根部と腰角を結んだ線の下側の部位で、指で押すと弾力があるところです。  
接種部位は70%アルコール綿で消毒してください。  
ハム（太もも）やロース（腰）への注射は避けてください。

## 注射針の取扱い上の注意点①

### ●注射針の取扱い

**メモ** 針は豚房ごと（母豚の場合は1頭ごと）又は豚熱ワクチン瓶ごとに変換する。針の変換は決して豚房内やスノコの上で行わない

**メモ** 注射中に針が曲がった場合は直ちに未使用の針に変換すること  
注射をするたびに、針が破損していないか、破損している場合は床に針先が落ちていないか必ず確認すること  
（針が頻繁に折れるということは、何かが間違っている可能性）



写真：一般社団法人 日本養豚業獣医師協会提供

注射器具の取り扱い方法について、お話しします。

注射針は、肉豚は豚房ごとに交換、母豚は1頭ごとに交換します。

豚熱ワクチン瓶が変わったときのタイミングでも、針交換をおすすめします。  
何もなくても、一定の交換タイミングを決めておくことで、針の破損を予防する意図もあります。  
落下時のトラブルを防ぐため、針の交換を豚房内では行わないこともお勧めします。

注射針が曲がった場合には、すぐに未使用の針に交換します。  
ワクチンを充填する際には、薬液だけでなく針が破損していないか、確認するようにしましょう。

## 注射針の取扱い上の注意点②

### ●注射針の取扱い

**メモ** 使用済みの注射針は専用の容器（タッパー等）に入れ、紛失防止に努めること

**メモ** 注射針は、以下を把握し適切に管理すること  
☆接種時に持ち出した本数  
☆使用本数  
☆未使用本数



注射針が折れてしまった場合は、  
**豚肉への針の残留に注意**する必要があります。  
必要に応じてと畜場に連絡しましょう。  
**接種前後で注射針の数が同じであることを確認しましょう。**



写真：一般社団法人 日本養豚業獣医師協会提供

使用済みの注射針は紛失しないように、専用の容器にいれるようにします。

注射針は、持ち出した本数、使用本数、未使用本数をしっかり管理し、接種前後で針の数が同じことを確認するようにしましょう。

もし針が折れてしまった場合には、豚肉への針の残留に注意する必要があるため、針が残留している側の耳に、耳標を装着するなど区別できるようにし、必要に応じてと畜場に連絡しましょう。

## 注射器の取扱い上の注意点①

### ●注射器等の取扱い

**メモ** 再利用可能な注射器・注射針は、分解の上、お湯で洗い、煮沸等により消毒（30分以上、95℃以上のお湯の中に漬ける等）又は滅菌されたものを使用すること。内筒のパッキンの汚れに注意。石鹼やその他の消毒剤は、注射筒の内側には使用しないこと

#### <電気ポットを用いた消毒>



写真：一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会提供

再利用可能な注射器や注射針は、分解し、水洗したあとに消毒します。連続注射器は特に、内筒のパッキンの汚れに注意してください。

消毒は30分以上、95度以上のお湯に付ける煮沸消毒を行います。  
このように大きなポットに器具を入れて、水を入れたらスイッチを入れて、一晩放置するのが最も簡単な消毒方法です。

## 注射器の取扱い上の注意点①

#### 鍋を用いた消毒



#### 殺菌消毒装置を用いた消毒



写真：一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会提供

鍋を用いた消毒では、空だきにならないように注意してください。

殺菌消毒装置を用いた消毒の場合は、全面に紫外線が当たるようにし、重ねて置かないようにしましょう。影になった部分への消毒効果は期待できません。

消毒した注射器をすぐに使用しない場合は、乾燥後、殺菌消毒装置内で保管します。ただし、プラスチックやゴム性のものは劣化するので注意が必要です。

## 注射器の取扱い上の注意点②

### ●注射器の取扱い

**メモ** ディスポーザブルの注射器は、使用後すぐに適切に廃棄すること

**メモ** 連続注射器を使用する場合は、薬液が適切に吸引できているかを必ず1頭ごとに確認すること  
(空気を吸引してしまっている場合があるので注意。豚熱ワクチン瓶の装着部分に隙間がないか等、空気が入る要因を改善する必要がある。)



写真：一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会提供

ディスポーザブルのシリンジ、(使い捨てタイプの注射器)は、使用後すぐに廃棄します。

連続注射器を使用する場合は、薬液が適切に吸引できているかを必ず確認します。

## その他 連続注射器の注意点

### ●接種時のその他の注意

**メモ** レバーを押しながら豚に針を刺さないこと(薬液が漏れる)  
必ず注射針が刺さってからレバーを押すこと

**メモ** 接種後、レバーを押したまま針を抜き、確実に薬液が体内に入ったことを確認すること

**メモ** 連続注射器の場合、1頭ごとに豚熱ワクチン瓶を立ててゆっくりとハンドルを戻し、薬液が内筒の中に適量入っていることを確認すること  
(特に豚熱ワクチン瓶の中の薬液残量が少なくなった時に注意)

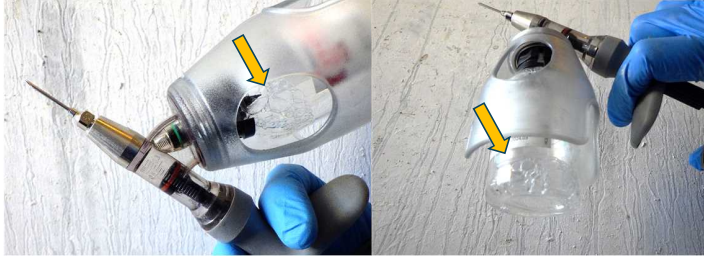
連続注射器は、針が刺さってからレバーを押し、レバーを押したまま針を抜きます。

レバーを戻すと薬液が注入されるタイプの連続注射器では、ボトルを垂直にしてレバーを戻し、薬液がシリンジに入っていること、空気が入っていないことを確認します。

特に薬液が少なくなった場合、空気を吸いやすいので、注意が必要です。

## その他 連続注射器の注意点

＜豚熱ワクチン瓶交換タイミング例＞



泡だっている

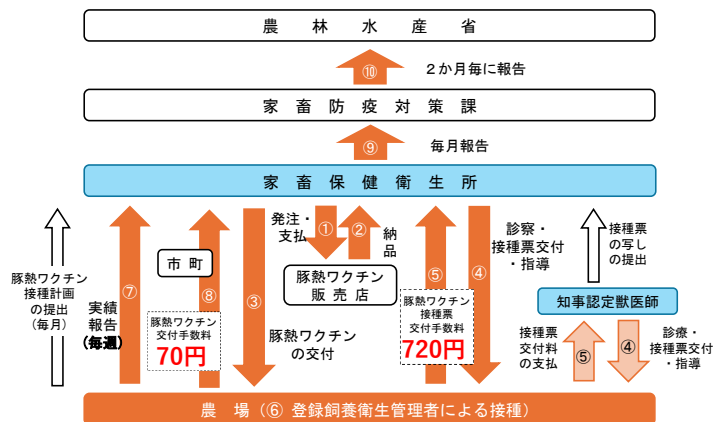
薬液が少ない

写真：一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会提供

左のようにワクチンが泡だって薬液が適切に吸えなくなったときや、右のように薬液が少なくなって十分に吸えないときには、ワクチン瓶を交換します。

## 5 毎月の手続きのおさらい

毎月行っている豚熱ワクチンに関連する手続きについて再確認します。



こちらは実際にワクチンの接種を実施する際の、書類やお金の流れを図で表したものです。

ワクチンを接種する農場は、いくつかの手続が必要になります。  
毎月の接種計画書や毎週の接種報告書の提出。接種票交付をかほに依頼する農場は手数料を県に納付。ワクチン交付手数料は市町村に納付。といったものがあります。

## 1. 豚熱ワクチン接種前前の手続き

- 豚熱ワクチン接種計画書兼  
動物用生物学的製剤交付申請書  
☆前月の20日まで
- 動物用生物学的製剤接種票交付申請書  
☆県の収入証紙 720円分を添付



※接種票を知事認定獣医師が交付する場合は、獣医師が設定する金額を獣医師に支払います

[illegible]

それぞれの手続について、詳しく説明します。

豚熱ワクチン接種までの手続きとして、接種票をかほが交付する場合、まず、前月の20日までに豚熱ワクチン接種計画をかほに提出します。

次に、接種票の交付申請書を提出します。  
交付手数料として1件720円を県の収入証紙でかほに納めていただきます。  
それからかほが接種票及び豚熱ワクチンを交付します。  
接種票は基本的に農場ごとに月1枚の交付です。

接種票を知事認定獣医師が交付する場合は、獣医師が設定する金額を獣医師に支払います。

豚熱ワクチンの交付方法は、農場ごとに異なりますが、かほでの引き渡しや配送をおこなっています。

ワクチンと接種票を受け取ったら、接種票に従って豚熱ワクチンを接種してください。

## 登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種

### 2. 豚熱ワクチン接種後の手続き

- 週ごとの実績報告
  - ☆毎週月曜には家保に報告
  - ☆飼養豚の異常の有無の記入も忘れずに
- 使用した豚熱ワクチンの容器は消毒した上で返却
- 市町村を通じてお支払い

様式第10号（第1版改訂）  
豚熱ワクチン接種報告書  
（飼養衛生管理記録、防疫記録）

飼養衛生管理記録又は農場の名称

農場名

猪 種 月 日 年 月 日 年 月 日

この欄について、事業のとりかたを報告します。  
なお、交付を受けた豚熱ワクチン接種については、適宜に報告・保管します。

| 月 日 | 種別<br>(一頭あたり) | 子 猪<br>(一頭あたり) | 肥 育 猪<br>(一頭あたり) | 繁殖猪<br>(一頭あたり) | 種豚猪<br>(一頭あたり) |
|-----|---------------|----------------|------------------|----------------|----------------|
| 1   |               |                |                  |                |                |
| 2   |               |                |                  |                |                |
| 3   |               |                |                  |                |                |
| 4   |               |                |                  |                |                |
| 5   |               |                |                  |                |                |
| 6   |               |                |                  |                |                |
| 7   |               |                |                  |                |                |
| 8   |               |                |                  |                |                |
| 9   |               |                |                  |                |                |
| 10  |               |                |                  |                |                |
| 11  |               |                |                  |                |                |
| 12  |               |                |                  |                |                |
| 計   |               |                |                  |                |                |

ワクチン  
使用本数

50ドーズ 20ドーズ 50ドーズ 20ドーズ

① 豚熱使用済み ② 豚熱使用済み ③ 豚熱使用済み ④ 豚熱使用済み

【報告事項】

1. この報告書は、毎週月曜日に農場を管轄する家畜保健衛生所へ、メール又は  
FAXにて提出すること。

2. 飼養衛生管理記録及び農場の異常の有無の報告とともにワクチン接種する農場は、  
交付を受けたワクチン接種記録を、その場で保管すること。

【連絡事項（自由記載）】

【備考】

登録飼養衛生管理記録 豚 0000-22-1022 FAX 0000-22-1022 E-MAIL 0000-22-1022  
登録飼養衛生管理記録 豚 0000-22-1022 FAX 0000-22-1022 E-MAIL 0000-22-1022  
登録飼養衛生管理記録 豚 0000-22-1022 FAX 0000-22-1022 E-MAIL 0000-22-1022

## さいごに

県内でも野生いのししの豚熱感染が確認され、  
最大限の防疫体制が求められます。

- 飼養衛生管理基準の再確認
- 適正な豚熱ワクチン接種

があなたの農場を守ります！

スライドは以上です。ありがとうございました



繰り返しになりますが、県内では野生いのししの豚熱感染が確認されており、最大限の防疫体制が求められます。  
飼養衛生管理基準を再確認し、適正なワクチン接種を行い、ご自分の農場を守って行きましょう。

スライドは以上です。ご視聴、ありがとうございました。

続いて豚熱ワクチン接種後の手続きです。

週ごとの実績報告が必要です。接種した翌週月曜日に、かほに報告してください。  
県全体でとりまとめる必要があるため、特に月の最終週の報告は遅れないようにお願いします。  
豚の異常の有無の欄の記入、も忘れずによろしくをお願いします。

一月分の手数料として接種した頭数×70円の請求が翌月に市町村から、各市町村の方法で実施されます。速やかにお支払いをお願いします。  
3月に請求のある2月分の支払いについては、年度の決算作業がありますので、特にすぐに納めていただくようよろしくお願いします。